

公的年金制度の資金の流れについて

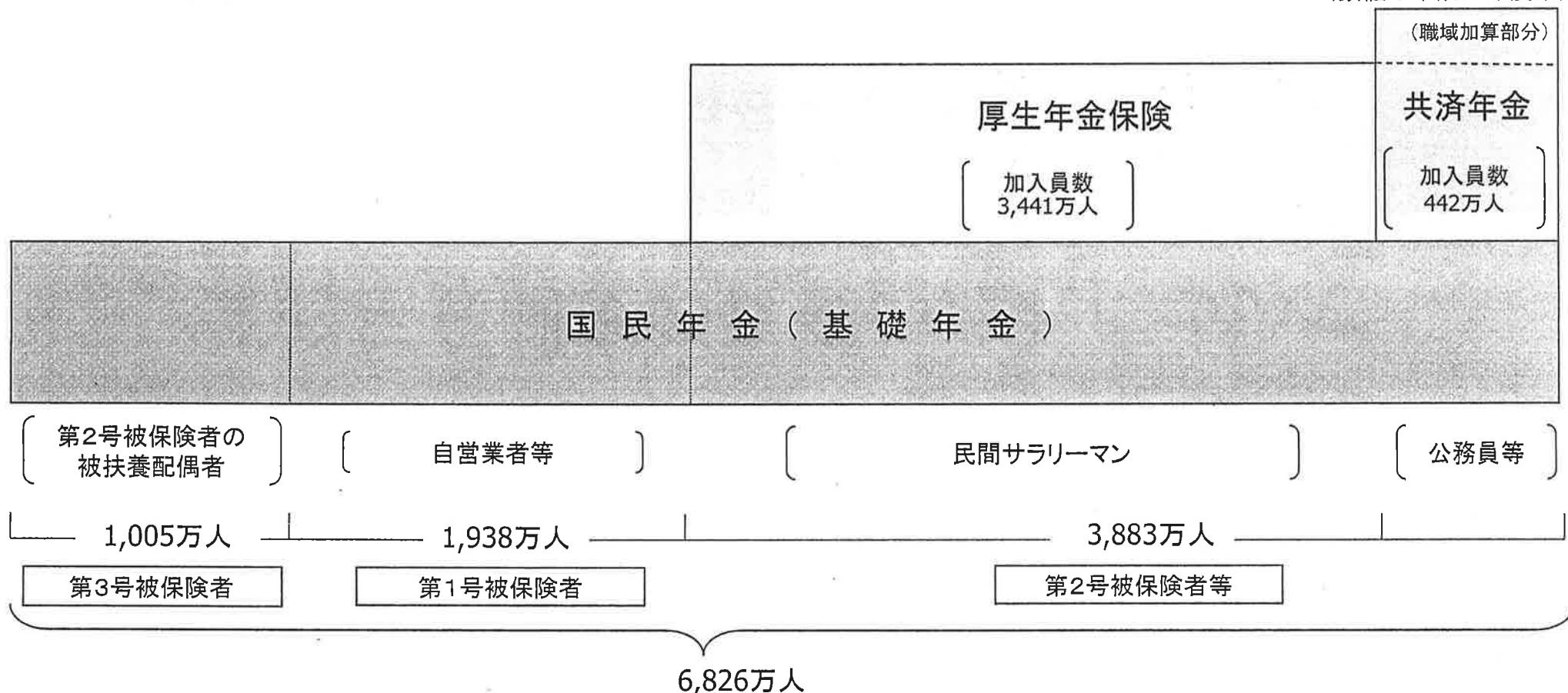
平成24年5月15日

厚生労働省年金局

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成22年度末）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年4月現在 月14,980円 ・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年9月現在 16.412% ・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

基本データ

- 被保険者数 (公的年金制度全体) 6,826万人(平成22年度末)
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,796万人(平成22年度末)
- 国民年金保険料 14,980円(平成24年度)
- ※ 保険料納付率: 59.3%(平成22年度)
- 厚生年金保険料率 16.412%(平成23年9月分～平成24年8月分)
- 年金額
 - 老齢基礎年金 月65,541円(平成24年度)
 - ※ 平均額: 月5.5万円(平成22年度)
 - 老齢厚生年金 月230,940円(平成24年度・夫婦2人分の標準的な額)
 - ※ 1人あたり平均額: 月16.2万円(基礎年金を含む)(平成22年度)

年金制度の基本設計 (簡略版)

国民年金制度

厚生年金制度

保険料

名目賃金上昇率で
額を増減 (スライド)

月 14,980円

- 平成17年度から毎年280円ずつ引上げ。
- 平成29年度以降、16,900円 (H16年度価格) で固定。

※所得水準に応じて、保険料の免除制度あり。

報酬そのものが名目
賃金上昇率で増減。

その月の報酬 × 16.412%
(労使折半)

- 平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。
- 平成29年度以降、18.30%で固定。

※月40万円稼いでいる人であれば、本人が、月々32,824円 (40万 × 16.412% × 1/2) 負担。

受給資格期間 (25年) を満たすことが必要...

給付

老齢基礎年金 (65歳~)

給付額は、保険料を納付した期間
で決定する。(満額は定額)

$$65,541\text{円 (満額)} \times \frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$$

※ 保険料全額免除期間 = 1/2月 or 1/3月

平均額： **月 5.5万円**

老齢厚生年金 (60歳~)

給付額は、現役時代の報酬と被保険者期間
で決定。(報酬比例)

$$\text{平均標準報酬} \times \frac{5.481}{1,000} \times \frac{\text{被保険者期間}}{\text{期間}} \div 12$$

賞与を含む。過去の賃金は現在価値に評価。

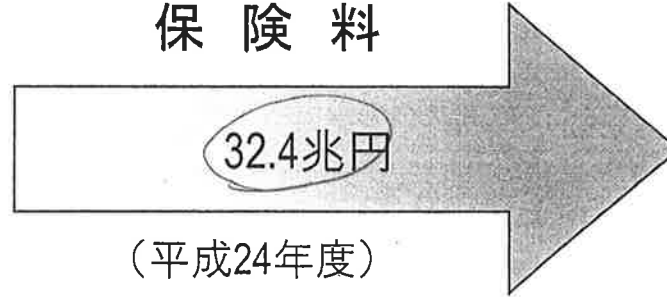
1人あたり平均額： **月 16.2万円** (基礎含む) 3

公的年金全体の資金の流れ

国民

年金制度

保険料



32.4兆円
(平成24年度)

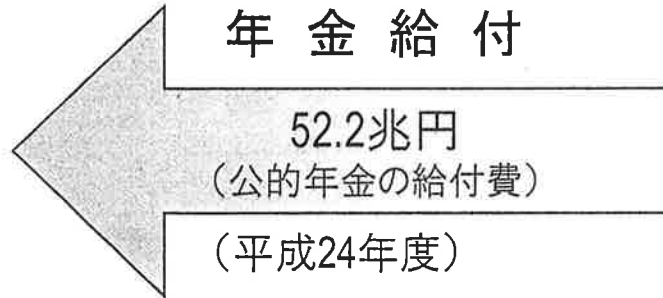
国民年金保険料 : 14,980円(24.4~)
 <最終> 16,900円(29.4~、16年度価格)
 厚生年金保険料率: 16.412%(23.9~)
 <最終> 18.3%(29.9~)

国民年金
 厚生年金
 共済年金

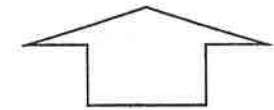
年金積立金資産額
 (平成22年度末)

170.7兆円(時価ベース)

年金給付



52.2兆円
 (公的年金の給付費)
 (平成24年度)



国等

年金への国庫等負担

(平成24年度)

11.7兆円

※ うち交付国債分2.6兆円

11.7
2.6
9.1
4

○公的年金加入者数(平成22年度末)
 6,826万人

国民年金第1号被保険者 1,938万人
 国民年金第2号被保険者等 3,883万人
 国民年金第3号被保険者 1,005万人

※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

○受給権者数(平成22年度末)
 3,796万人(国民の3割)

- ・基礎年金(40年加入)
 月額 65,541円
- ・厚生年金(夫婦2人分の標準的な年金額)
 月額230,940円

(平成24年度)

○高齢者世帯の所得の約7割は公的年金

高齢者世帯の所得(307.9万円)に占める
 公的年金・恩給の割合 70.2%(216.2万円)

(平成22年国民生活基礎調査)

基礎年金の仕組み（イメージ図）

- 全国民共通の基礎年金の費用は、全制度が加入者数に応じて拠出（人数に応じて公平な負担）
- 年金の支給額計算方法や国庫負担も全制度共通のルールで行われる

各制度からの拠出金に対する
国庫等負担（2分の1）



定額保険料

定率保険料

掛金

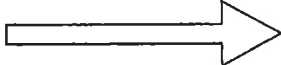
国民年金

厚生年金

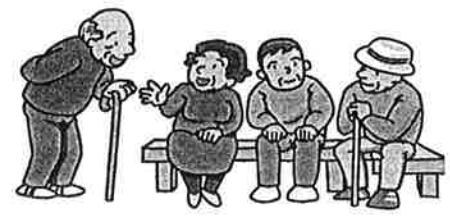
共済年金

加入者数に応じて拠出金を支払う

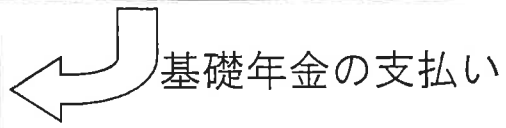
国庫等
（一般会計）



基礎年金勘定（年金特別会計）



基礎年金受給者



社会保障・税一体改革における年金関連法案について

平成24年国会に提出した法案

《国年法改正法案》

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

[2月10日提出]

《年金機能強化法案》

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案

[3月30日提出]

《被用者年金一元化法案》

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

[4月13日提出]

法案の主な内容

① 交付国債の発行

- ・ 24年度の基礎年金国庫負担割合2分の1を維持するため交付国債を発行・交付

② 特例水準の解消

- ・ 年金額の特例水準(2.5%)を3年間で計画的に解消

① 最低保障機能の強化

- ・ 低所得者の年金額の加算、障害・遺族基礎年金の加算
- ・ 高所得者の年金額の調整
- ・ 受給資格期間の短縮(25年→10年)

② 交付国債の償還

③ 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化

④ 短時間労働者への社会保険の適用拡大

⑤ 産休期間中の社会保険料の免除

⑥ 遺族基礎年金の父子家庭への拡大 など

① 2階部分の統一

- ・ 公務員・私学教職員も厚生年金に加入
- ・ 厚年・共済の制度的差異の解消・保険料率の統一

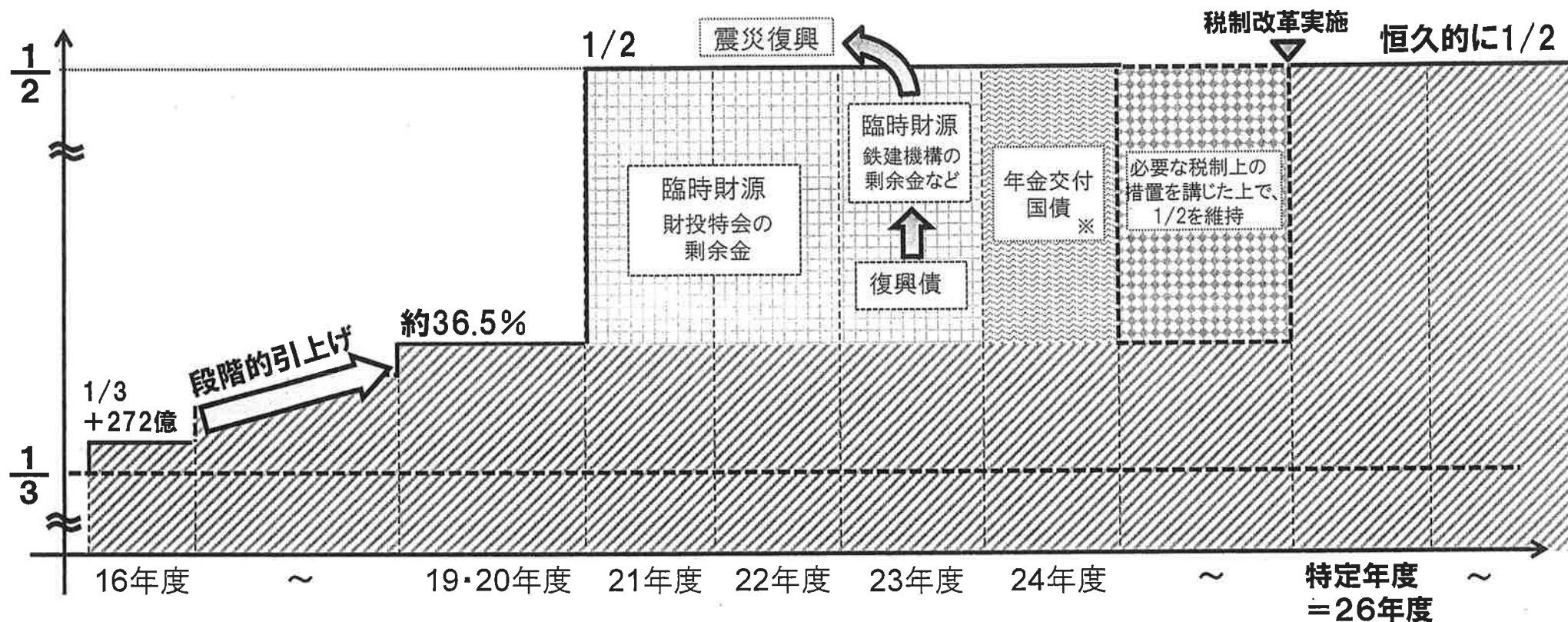
② 共済年金の3階部分(職域部分)の廃止

- ・ 廃止後の新たな年金については、別に法律で定める

特定年度(基礎年金国庫負担1/2を恒久化する年度)

＜改正内容＞

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。



※ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日閣議決定)で措置。